

平成20年6月25日

株主各位

横浜市西区花咲町六丁目145番地
株式会社パンテック・グループ・ホールディングス
代表取締役社長 篠田 紘明

第3回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第3回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第3期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 2. 第3期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案のとおり変更することに承認可決されました。
変更の内容につきましては、後記のとおりであります。
- 第2号議案** 取締役7名選任の件
本件は、原案のとおり篠田紘明、平田 修、伊藤敏夫、山田敏晴、木村 弘、鈴木康昭、安田隆二氏の7名が再選され、それぞれ就任いたしました。
なお、安田隆二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
本件は、原案のとおり大石次郎氏が選任され就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件
本件は、原案のとおり大須賀忠雄氏が選任されました。

なお、大須賀忠雄氏は、社外監査役の要件を満たしております。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり退任監査役大森啓吾郎氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議に一任することに承認可決しました。

第6号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本件は、原案のとおり、第2号議案でご承認いただいた取締役のうち、6名（篠田紘明、平田 修、伊藤敏夫、山田敏晴、木村 弘、鈴木康昭の各氏）及び在任中の監査役1名（田村純一氏）に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において、本総会終結の時をもって退任すると仮定して計算した退職慰労金相当額を打切り支給することとし、その具体的な金額、方法は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれ一任することとし、支給の時期は各取締役及び監査役の退任時とすることに承認可決されました。

第7号議案 取締役の報酬額改定の件

本件は、原案のとおり、取締役の報酬総額を年額3億円以内と改定することに承認可決されました。

以 上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役社長に篠田紘明氏が再選され、就任いたしました。

変更前・変更後定款対照表

(下線は、変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第2章 株 式 (株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (省 略) (2) (省 略) (3) 当会社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> <p>第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第8章 附 則</p> <p>第42条 当会社は、端株につき名義書換代理人を置く。 (2) 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p>第2章 株 式 (株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) 当会社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> <p>第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第8章 附 則</p> <p>第42条 (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(3) 当社の端株原簿の作成及び備置き、その他の端株原簿に関する事務はこれを名義書換代理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	
<p>第43条 当社の端株に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第43条 (現行どおり)</p>
<p>第44条 当社は、毎年3月31日及び9月30日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>第44条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第45条 <u>前3条の定めにかかわらず、平成20年9月30日の経過をもって、当社は1株に満たない端株については、これを端株として端株原簿に記載または記録しないこととする。</u></p>
<p>第45条 本附則は、当社の端株が存在しなくなった時をもって削除されるものとする。</p>	<p>第46条 (現行どおり)</p>

以 上